

大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務 一般公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務の受託候補者を、一般公募型プロポーザルにて選定するための必要事項を記載するものであり、具体的な業務内容・成果物の仕様等は「大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の定めによるものとする。

実施要領と仕様書の内容が相違する場合は、原則として仕様書の定めを優先する。ただし、プロポーザル手続きに関する事項については本実施要領を優先する。

1. プロポーザル方式を採用する理由

本市が、令和9年10月1日に市制40周年を迎えることから、市制施行から現在に至るまでの本市の歩みを振り返り、市の現況や、市政情報、市内の魅力的な観光スポットやイベントなどの情報を掲載し、市政理解の促進、シビックプライドの醸成、関係人口の増加を図るため、「大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌」を作成する業務を受託していただける事業者（以下、「受託候補者」という。）を募集するものである。

本業務の実施にあたっては、創造性に富んだ企画力、豊富な事業実績に裏打ちされた技術が求められ、業者の選定方法として価格だけでの競争にはなじまない事案である。よって、本業務の受注者の選定については、公平性及び透明性の高い一般公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、本市の要請に対する理解力、企画力、技術力等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定する。

2. 業務名

大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務

3. 業務内容

大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務委託仕様書のとおり

- ※ 提案型の募集であるため、仕様書には必ず遵守いただきたい必要最小限と考えられることを記載していることに留意すること。
- ※ 業務委託の内容については、仕様書に記載している手法や手段等による遂行を原則とするが、仕様書に記載している手法や手段等によらず、より良い代替手法等が提案できる場合はこの限りではない。

4. 応募の要件

本提案に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 大阪府内に本店又は支店を有する者
- (2) 過去10年以内に市勢要覧、官公庁発行の記念誌又はシティプロモーション誌等の作成業務（官公庁発注の元請に限る。）の実績があること（共同企業体で応募する場合は、構成員のうち少なくとも1者が実績を有すること。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加

が認められない者でないこと。

- (4) 実施要領の配布の日から契約締結日までの期間に、大阪狭山市からの指名停止の措置を受けていない者
- (5) 大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年大阪狭山市要綱第32号）の規定に基づく入札等参加除外措置の期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされているものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定を受けている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5. 再委託の禁止

- (1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を再委託することはできない。
(主たる部分)
業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 写真撮影、翻訳、印刷、製本等、前号に規定する業務以外の再委託にあつては、書面により本市に再委託の内容を報告し、承諾を得なければならない。
- (3) 業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 再委託の相手方は、本市からの指名停止の措置を受けていない者、または大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱の規定に基づく入札等参加除外措置の期間中でない者でなければならない。

6. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年7月31日まで

7. 委託上限額

6,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託上限額には、本業務の遂行に必要な一切の費用（取材・撮影に要する経費、翻訳費用、デザイン・DTP費用、印刷製本費用、データ納品費用、著作権処理費用、交通費等）を含むものとする。

※他の収入等の活用があつた場合においても、支出経費は上記額を超えないこととする。

8. 公表及び選定スケジュール

公募の開始日	令和8年5月20日（水）
実施要領等の配布期間	令和8年5月20日（水）～6月3日（水）午後5時
質問受付期間	令和8年5月20日（水）～5月29日（金）午後5時
質問書の回答	令和8年6月5日（金）予定
業務提案書等の提出期間	令和8年5月20日（水）～6月10日（水）午後5時
第1次審査（書類審査）	令和8年6月16日（火）
第1次審査（書類審査）選定結果通知	令和8年6月中旬ごろ メール送信及び郵送予定
第2次審査（プレゼンテーシ	令和8年6月23日（火）

ョン・ヒアリング)	(第1次審査において、第2次審査の対象として選定した者のみ)
第2次審査選定結果通知	令和8年7月上旬ごろ メール送信及び郵送予定
契約の締結	令和8年7月下旬ごろ

※本スケジュールはあくまで予定であり、都合により変更する場合があります。

9. 応募の手続き

(1) 仕様書等の配布方法

大阪狭山市ホームページからダウンロードすること。(郵送等による配布は行いません。)

https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/siminseikatsubu/kouhoukouchou_jinkenkeihatsu/1/9079.html

(2) 提出書類

本業務のプロポーザルに基づく選定に参加を希望する者は、次の要領で業務提案書等を作成し提出すること。

なお、使用言語は日本語とし、業務提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近又は同一ページ内に注釈を付けること。

	提出書類	様式	留意事項
①	一般公募型プロポーザル参加申請書	様式1	—
②	会社概要書	様式2	<ul style="list-style-type: none"> • 会社の沿革、業務内容など • 決算報告書、貸借対照表及び損益計算書の写し（直近の1事業年度分） • 業務に要する公的資格があれば、登録証などの証明書の写し
③	業務実績書	様式3	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の業務と同様の業務実績を記載し、過去に受託作製した市勢要覧、官公庁案内等の成果品を添付すること
④	業務提案書	様式4 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 業務提案書には、以下の内容を必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企画コンセプト ✓ 全体の構成案（冊子の構成、外国語版の作成方針） ✓ 実施体制（役割分担を示した体制図、プロジェクトマネージャー、ディレクター、デザイナー、カメラマン等の担当者氏名・経歴） ✓ 業務全体の工程表 ✓ （再委託の予定がある場合）再委託する業務内容・予定先の概要 • 様式4を除き、A4版両面5枚以内で、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本作成すること。 • 「大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務委託仕様書」（別紙1）に記載の業務のほか、独自の提案や強み（セールスポイント）があれば、提案すること。

⑤	業務実施体制	様式5	—
⑥	サンプルページ	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 貴社の提案意図を具体的に示していただくとともに、成果物をより正確にイメージするため、写真や見出し、文章を配置した表紙（表題含む）、裏表紙、市の魅力ページなどを想定したサンプルページを作成すること。なお、サンプルページは、大まかなページ構成・提案される企画内容が分かるものであること。（全ページ分作成不要） サンプルページは成果物と同サイズ、カラー刷り、同材質で作成すること。なお、成果物と同じ材質での作成が困難な場合は、同等の材質の既存作成物を別途提出する場合は、異なる材質での作成も可能とする。
⑦	見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 見積もりは、業務内容の配分を確認する意味のもので、内容を明示すること（企画料、デザイン料、編集費、人件費、印刷製本費、諸経費等、企画・編集・作製にかかる費用すべて） <p>※見積額により選考するものではない</p>
⑧	令和8・9年度大阪狭山市業務委託・物品購入等入札等参加資格審査申請書類一式	※	<ul style="list-style-type: none"> 本市における令和8・9年度の入札参加資格審査を受けておらず、有資格者登録名簿に登録されていない者のみ提出すること。

※ 令和8・9年度大阪狭山市業務委託・物品購入等入札等参加資格審査申請書の様式や必要書類は大阪狭山市ホームページ「令和8・9年度入札等参加資格審査申請書の登録受付について」を確認し、ダウンロードすること。（令和8・9年度入札等参加資格審査申請書の受付は既に締め切っているため、本業務の受託者候補者となった場合のみ、登録受付を行う。受託候補者とならない場合は、登録されない。）

https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/soumubu/shisankatsuyou_keiyaku/nyusatu_keyaku/1/8616.html

なお、各種証明書は、発行日が令和8年4月1日以降であること

(3) 提出部数

正本各1部、副本各7部

副本の各電子ファイル（PDF等）を保存した電子媒体（CD-R等）1部

※正本には、会社印・代表者印を押印すること。

※副本（紙・電子媒体）には、事業者名等が判明できる内容を記載せず、空欄にしておくこと。

なお、事業者名、所在地、電話番号などの記載がある資料を使用する場合は、マスキング処理を行うこと。

※電子媒体の電子ファイルには、「様式番号 様式名」のように名前を付けて提出すること。

（例）「様式1 プロポーザル参加申請書」

※提出後、さらに若干数の副本の追加提出を求めることがある。

(4) 提出先及び提出方法

大阪狭山市役所市民生活部広報広聴・人権啓発グループ ※持参のみ（郵送等は不可）

所在：大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1（1階）

(5) 提出期間

令和8年5月20日（水）～6月10日（水）午後5時

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(6) その他

- ① 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。
- ② 提出された業務提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等を行うことはできない。ただし、明らかな誤字、脱字など提案書の内容自体に影響がなく、本市が認めたものについてはこの限りではない。また、提出された業務提案書等は返却しない。
- ③ 大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号）により、第三者から情報公開の請求または申し出があった場合は、提出された書類を公開することがある。
- ④ 大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員などに対し、本件応募についての接触を禁じるとともに、接触の事実が認められた場合、失格になることがある。

10. 質問書の受付及び回答について

本実施要領等に関する質問については、質問票【様式6】により、電子メールで件名を「大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務に係る質問」とし、次の送信先まで送信すること。

(1) 送信先： 電子メール kouhou@city.osakasayama.osaka.jp

電話番号 072-360-4291（直通）

※送信後、必ず電話により確認をすること。

(2) 質問受付期間：令和8年5月20日（水）～5月29日（金）午後5時

(3) 質問回答日：令和8年6月5日（金）予定

※ すべての質問と回答は、質問者及び回答時において業務提案書等を提出しているすべての者に対し情報提供するとともに、本市ホームページにおいても公表する。

※ 質問事項が重複しているもの（と思われるものも含む。）は、本市が整理して回答する。

※ また、回答について質問者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

11. 選考方法

(1) 選定委員会

書類審査、評価及び最も優れた提出書類の選定等は、「大阪狭山市市勢要覧及び大阪狭山市市制施行40周年記念誌作成支援業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は非公開とする。

(2) 審査

第1次審査及び第2次審査の採点の合計により総合的に審査を行い、最優秀事業者を選定する。

① 第1次審査（書類審査）

書類審査により第1次審査を実施する。4者を超える応募があった場合は、採点結果の概ね上位4者を選定し、第2次審査対象事業者とする。

② 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提出された業務提案書に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの実施日時及び場所（予定）

令和8年6月23日（火）

大阪狭山市役所

詳細な日程・会場については、対象者に別途通知する。

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの時間

1事業者あたり30分程度

（準備・提案内容の説明20分、質疑応答10分）

- ・出席者

出席者は3名以内とする。

- ・その他

プレゼンテーションは、提出資料に基づき行うこと。また、プロジェクターの使用を可とし、プロジェクターとスクリーンは本市が用意する。

③ 選定結果の通知

選定結果については、参加したすべての提案者に通知する。なお、第1次審査、第2次審査の審査経過等については一切公開しない。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

(3) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとする。

評価項目		点数
会社の業務実績	市勢要覧、官公庁発行の記念誌又はシティプロモーション誌等、同種・類似業務の受託実績があるか。	5点
企画力	市の地域特性や現状を踏まえ、市の魅力を発信できる構成になっているか。	30点
	市制40周年の趣旨及び本市のめざす将来像を的確に理解したコンセプトとなっているか。	
	提案内容の着眼点、発想力が優れているか。	
	読者を引き付ける企画・構成となっているか。	
デザイン力	写真と文字をバランスよく配置し、見やすく読みやすいレイ	20点

	アウトになっているか。	
	表現及びフォントや色づかい等が優れているか。	
	独創性や斬新性があるか。	
	ユニバーサルデザイン・カラーユニバーサルデザインへの配慮等、多様な利用者を意識した編集の工夫があるか。	
実施体制等	本業務を遅滞なく遂行するために、責任体制・役割分担が明確で、十分な人員配置となっているか。	20点
	編集、取材・写真撮影、翻訳、デザイン、印刷等、各工程において必要な専門性が確保されているか（再委託を含む）。	
	必要な工程（企画、取材、原稿作成、校正、印刷、納品）を踏まえた現実的なスケジュールとなっているか。	
その他の提案	仕様書に示す必須事項に加え、独自の視点による追加の提案が示されているか。	20点
	本冊子や本市の魅力をより引き立てる工夫（市民参加、ワークショップ、動画・SNS連携など）があるか。	
業務全体の見積金額	提案内容及び仕様書に基づく業務内容に照らし、見積金額が妥当かつ経済的であるか。 委託上限額の範囲内で、必要な品質・工程を確保できる内容となっているか。 広告等により経費を効率的に活用する内容であるか。	5点

1.2. 業務委託契約に関する事項

見積徴取の相手先としての特定

大阪狭山市は、選定委員会が選定した最優秀事業者を、業務委託契約にかかる随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当し、最優秀事業者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再特定する。

- ① 最優秀事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀事業者が、大阪狭山市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀事業者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀事業者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀事業者と本業務委託契約の締結が不可能となったとき

1.3. 留意事項

- (1) 本提案に関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は、発注者の承諾を得ることなく、外部へ提供し、または洩らしてはならない。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 提出されたプロポーザル提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。

- (5) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加や修正には応じない。
- (6) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 選考の段階で提案の虚偽、不正および違反が認められた参加者は、直ちに失格とする。
- (8) 大阪狭山市情報公開条例により、第三者から情報公開の請求または申し出があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。
- (9) 参加表明後、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、大阪狭山市指名停止基準要綱に基づく指名停止処置を行うことがある。